

第七十号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

を

17	16
の公簿覧等	個人番号カードの再交付
住民記録一覧表 住民記録一覧表以外のもの	一件
一回	八百円
百円	千円

16
の公簿覧等
住民記録一覧表 住民記録一覧表以外のもの
一回
百円

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る事務手数料を削除する必要があるもので、本案を提出いたします。